

◎ 附 録

1 沿 革

- 昭和22年4月1日 鳥取県立公民館規程の制定により鳥取県立鳥取図書館内に鳥取県立公民館が併置され、図書部、科学部、集会部がおかれる。
科学部は「科学研究館」として運営。
- 昭和24年7月1日 鳥取県立公民館規程が廃止され、鳥取県立科学館設置条例に基づき「鳥取県立科学館」が設置される。
- 昭和24年7月23日 仁風閣に移転。物理、電気、化学、地学、生物の5部門からなる指導研究室を設置。
- 昭和27年7月1日 昭和27年7月博物館法の施行により、同法に基づく博物館相当施設として文部大臣の指定を受ける。
- 昭和29年7月1日 登録博物館となる。
- 昭和29年7月1日 鳥取県立科学博物館規程の制定により「鳥取県立科学博物館」と改称。
- 昭和30年5月 考古指導研究室設置。
- 昭和30年7月 教育研究所等の転出により仁風閣を全館使用。
- 昭和31年7月1日 鳥取県立科学博物館に庶務係及び指導調査係を設置。
- 昭和38年3月31日 理工学部門（物理、電気、化学）の廃止。
- 昭和38年4月1日 民俗部門の設置により生物、地学、考古、民俗の4部門となる。
- 昭和39年9月6日 文化センター建設調査費を計上し、施設構想を検討。
- 昭和43年9月10日 文化センター敷地について、鳥取市公設運動場と二の丸公園を充てることで知事と鳥取市長が合意。
- 昭和44年4月2日 文化施設の建設促進のため、県に鳥取県立文化施設促進協議会を設置。
- 昭和44年5月30日 株式会社日建設計に建設構想図の作成を依頼。
- 昭和45年9月15日 鳥取県立博物館の実施設設計完了。
- 昭和45年10月20日 建設工事着工（建設費総額 11億2,904万6千円）。
- 昭和46年4月1日 鳥取県立科学博物館に美術係を設置。
- 昭和47年4月1日 鳥取県立科学博物館を「鳥取県立博物館」と改称、組織も、管理課（庶務係、設備係）、学芸課（学芸係、美術係、史料係）と二課制に拡充。
- 昭和47年4月1日 西本真一県立鳥取東高等学校長が館長に就任。
- 昭和47年5月31日 建設工事竣工。
- 昭和47年10月1日 鳥取県立博物館竣工式、開館式挙行。
- 昭和48年 仁風閣を鳥取市に委譲。
- 昭和50年4月1日 木代彰県教育長が館長に就任。
- 昭和51年12月14日 西尾優県教育長が館長事務取扱。
- 昭和52年4月1日 前田壽男県教育次長が館長に就任。
- 昭和56年4月1日 山根幸恵県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
- 昭和58年4月1日 河田晃県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
- 昭和58年4月1日 学芸課の係を再編成し、自然係、美術係、人文係とする。

昭和58年4月1日	考古・民俗展示室を歴史・民俗展示室に改編。
昭和60年4月1日	松本兵衛県立鳥取図書館長が館長に就任。
昭和60年6月11日	近代美術展示室を開設。
昭和60年11月3日	皇太子殿下・同妃殿下が、第21回全国身体障害者スポーツ大会行啓の際当館を御視察。
昭和61年6月8日	中国河北省友好訪日団（河北省長ほか5名）来館視察。
昭和62年4月1日	長石肇県教育次長が館長に就任。
平成4年4月1日	國岡靖夫県立倉吉東高等学校長が館長に就任。
平成5年11月15日	文化課に県立美術館基本構想検討委員会を設置。
平成6年6月8日	鳥取県立博物館改修計画策定委員会を設置。
平成8年3月28日	鳥取県立博物館の改修について教育長へ提言。
平成9年4月1日	西垣幸信県立鳥取盲学校長が館長に就任。
平成10年6月16日	中国河北省博物館友好交流団（李吉樹館長ほか4名）が来館。 鳥取県立博物館において、河北省博物館と「友好交流館締結協定書」に調印。
平成10年8月7日～11日	第22回全国高等学校総合文化祭（美術・工芸部門）開催。
平成11年2月8日	熱源機器改修工事完成（平成10年6月着工）
平成12年9月12日	中国河北省博物館友好交流団（李宏傑副館長ほか5名）が来館。
平成13年4月1日	渡瀬由章県立鳥取農業高等学校長が館長に就任。
平成13年10月4日	バリアフリー工事着工。
平成14年4月1日	機構改革により美術振興課設置。（文化課・美術館整備調査室および学芸課美術係の組織再編）
平成14年4月10日	バリアフリー工事完成。 ①玄関アプローチ手すり及び屋内階段の両方に手すり設置 ②喫茶室出入口及び屋内段差をスロープに改修 ③休憩室内手洗い改修（車イス対応） ④身障者用便所を多目的便所に改修（折りたたみシート、オストメイト設置） ⑤視覚障害者誘導用床材設置（玄関アプローチ→正面玄関入口→ホール） ⑥玄関先及び駐車場入口の側溝改修 ⑦エレベーター（身障者対応）及び段差解消リフト設置（2台） ⑧車イス用駐車場整備（駐車場の区画整備） ⑨既設スロープ出隅部面取り ⑩園路出入口段差解消（スロープに改修）及び園路（砂利道）を透水性真砂土に改修
平成14年4月25日	音声誘導設置及びパトランプ設置完成。
平成14年11月2日	開館30周年記念事業実施。
平成14年10月13日～10月27日	第17回 国民文化祭・とっとり2002「美術展（日本画・洋画）」開催。
平成15年3月16日	高円宮妃殿下が故高円宮さま「素顔の一瞬」（仁風閣）鳥取展の際御来館、視察。
平成15年4月1日	谷口博繁 国民文化祭推進局長が館長に就任。

2 施設の概要

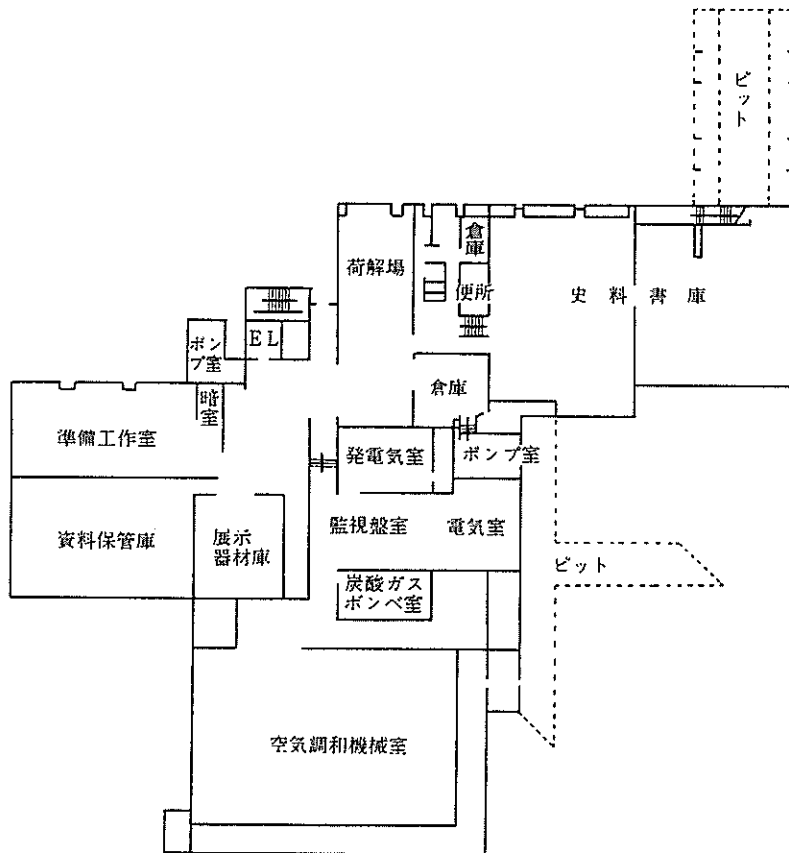
<規模>

構造	鉄筋コンクリート造	地下1階、地上2階、一部3階						
規模	敷地面積	14,228㎡						
	建築面積	3,576㎡						
	延床面積	9,699㎡						
	地階	2,668㎡	1階	3,623㎡	2階	2,606㎡	3階	706㎡
	屋上階	58㎡	屋外倉庫(別棟)	38㎡				

<主要設備>

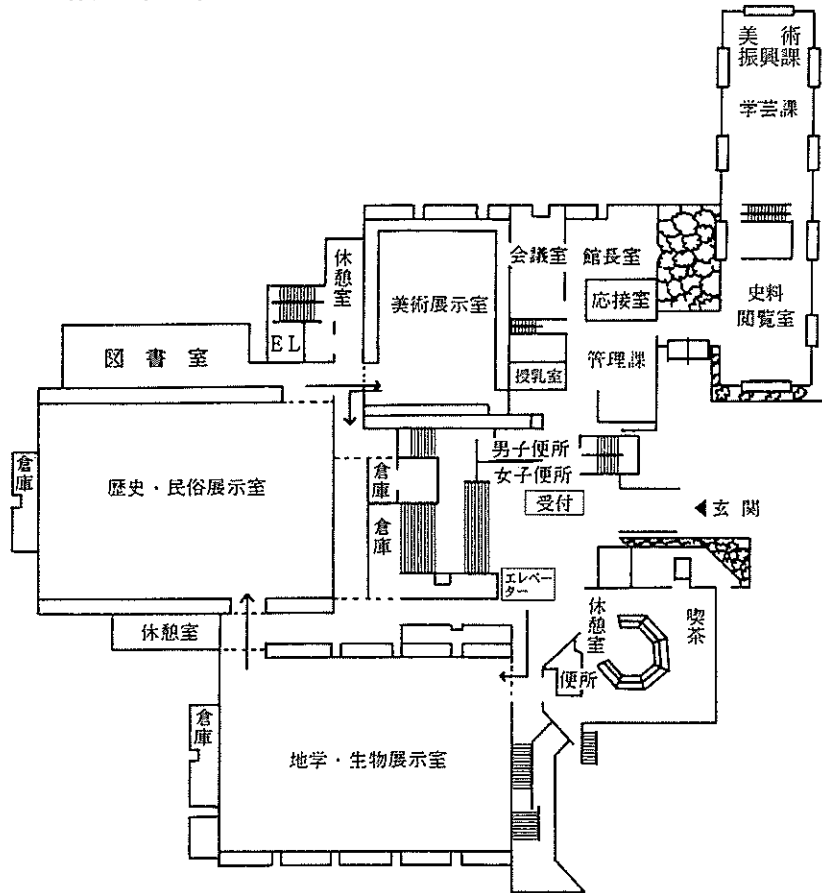
- (1) 全館冷・暖房、温度・湿度調和装置
- (2) 収蔵庫、常設・特別展示室、炭酸ガス消火設備 50kgボンベ 112本
- (3) 予備発電設備 6,600V・250KVA
- (4) エレベーター設備 人荷用、定員 59名、積載荷重 3,900kg、1基
- (5) 煉蒸設備 常圧式、15㎡
- (6) 身障者用便所
- (7) 身障者用スロープ

地階平面図



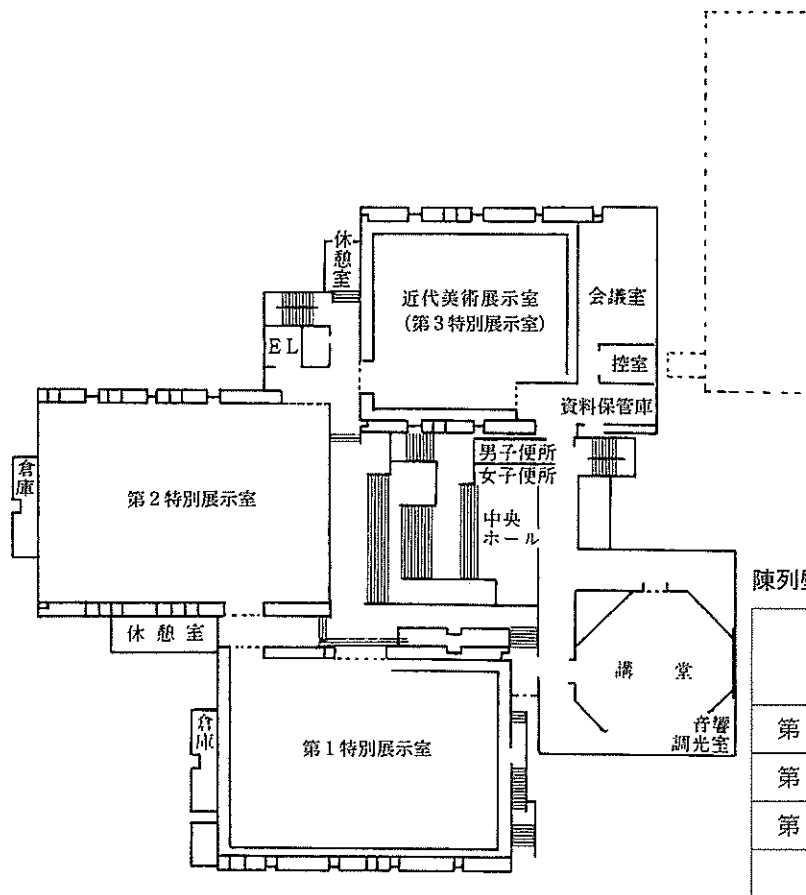
資料保管庫	217㎡
史料書庫	496㎡
展示器材倉庫	97㎡
準備工作室	159㎡
倉庫(2)	82㎡
荷解場	99㎡
暗室	13㎡
監視盤室	118㎡
発電機室	71㎡
電気室	67㎡
空気調和機械室	727㎡
炭酸ガスボンベ室	43㎡
ポンプ室(1)	50㎡
警備(関係)室	31㎡
書類庫	10㎡
従業員控室	9㎡
便所	5㎡

1 階 平 面 図



地学・生物展示室	515㎡
歴史・民俗展示室	515㎡
美術展示室	260㎡
喫茶・休憩室	182㎡
休憩室(2)	66㎡
館長室	60㎡
応接室	26㎡
管理課	68㎡
学芸課	100㎡
美術振興課	70㎡
史料閲覧室	111㎡
図書室	108㎡
会議室	58㎡
休養室	17㎡
書類庫	10㎡
倉庫(階段下)	110㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
便所(3)	64㎡
授乳室	14㎡

2 階 平 面 図

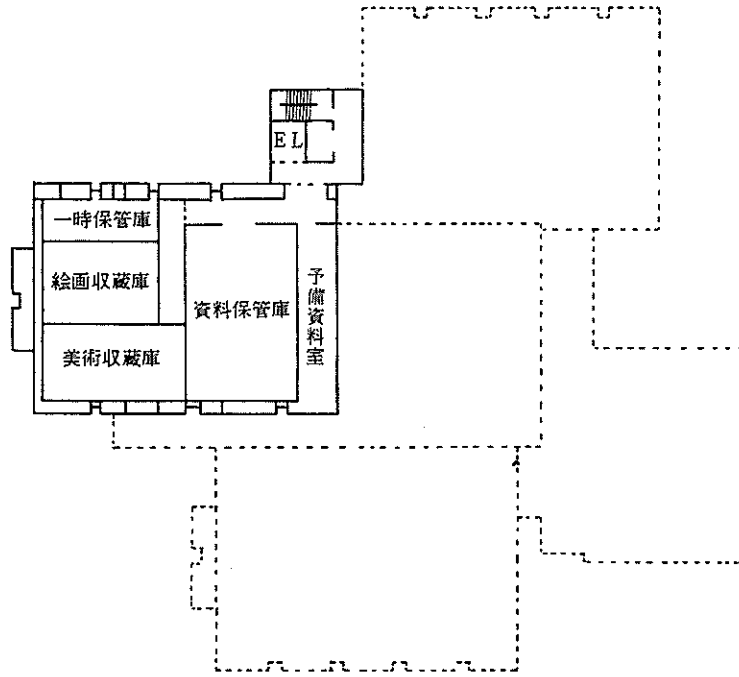


第1特別展示室	515㎡
第2特別展示室	515㎡
近代美術展示室 (第3特別展示室)	374㎡
講堂・映写室	206㎡
会議室・控室	107㎡
資料保管庫	22㎡
展示室倉庫(2)	40㎡
休憩室(2)	66㎡
便所	30㎡

陳列壁面の長さ (特別展示室)

区 分	壁 面 延 長		
	固 定	可 動	計
第1特別展示室	80m	105m	185m
第2特別展示室	83	134	217
第3特別展示室	65	62	127
計	228	301	529

3 階 平 面 図



収 蔵 庫	258㎡
資 料 保 管 庫	172㎡
予 備 資 料 室	60㎡

屋 階 平 面 図



3 昭和47～平成15年度利用統計

年度	常設展			特別展			普及活動		研究相談			許可利用			合計
	小・中学生 個人	高校生	一般	小・中学生	高校生	一般	館内	館外	小計	展示室	講義 会場	許可利用	合計		
47年度 (148日)	個人	4,231	44,662	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	団体	23,831	6,947	28,563	(6,437)	(28,213)	1,686	83	103,363	32,954	1,431	34,385	137,748		
	計	40,635	51,609	101,189		(63,213)									
48年度 (306日)	個人	10,083	23,891	9,072	6,148	15,126	30,346								
	団体	14,289	5,137	964	309	3,953	5,226	1,700	608	1,251	4,009	62,320	169,181		
	計	24,372	29,028	55,723	7,921	23,830	47,579								
49年度 (307日)	個人	8,858	21,225	2,804	1,631	3,666	8,101								
	団体	12,967	5,283	4,341	831	5,018	10,190	2,855	621	1,249	3,603	60,341	144,650		
	計	21,825	26,508	50,454	4,194	14,431	29,130								
50年度 (310日)	個人	8,594	22,815	745	255	3,092	4,092								
	団体	11,246	5,362	2,783	407	4,951	8,141	2,975	755	983	2,904	26,116	103,643		
	計	19,840	28,177	50,734	6,430	13,817	22,080								
51年度 (311日)	個人	7,097	18,097	11,047	1,932	10,369	23,348								
	団体	10,102	7,157	15,804	10,202	26,290	52,296	2,231	618	1,098	4,803	88,625	212,031		
	計	17,199	25,254	43,815	26,851	36,659	75,644								

区分 年度	常設展			特別展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生	一般	小・中学生 個人 団体 計	展覧会名	高校生	一般	計			館内	館外	展示室	
52年度 (314日)	6,633 9,983 16,616	1,072 1,443 2,515	21,001 5,606 26,607	6,219 1,338 16,233 23,790	第8回日展 (4.29~5.19) 文化庁買上 優秀美術作品展 (8.6~8.26) 失われた生物展 (10.8~11.6) 計	2,557 339 1,604 4,500	13,035 3,454 7,746 24,235	21,811 5,131 25,583 52,525	973 984	1,481	7,594	5,425	13,019	114,720
53年度 (312日)	6,885 11,454 18,339	1,062 1,974 3,036	22,959 6,629 29,588	4,064 782 6,793 11,639	近代日本画名作展 (4.29~5.21) 世界の現代陶芸展 (7.20~8.17) 親文の文化展 (10.7~11.5) 計	1,519 360 1,085 2,964	6,585 2,091 3,839 12,515	12,168 3,233 11,717 27,118	2,008 1,150	1,425	37,614	6,600	44,214	126,878
54年度 (312日)	6,676 10,412 17,088	924 1,331 2,255	25,049 7,607 32,656	2,741 4,459 8,744 1,130 17,074	山陰の仏教美術展 (4.28~5.20) 科学者レオナルドダビンチ展 (8.4~8.26) 日本海100万年展 (10.6~11.4) 現代美術選抜展 (12.8~12.22) 計	671 656 775 455 2,557	5,636 5,380 4,624 2,171 17,811	9,048 10,495 14,143 3,756 37,442	2,576 545	1,482	65,403	7,918	73,321	167,365
55年度 (309日)	7,768 10,135 17,903	919 2,927 3,846	22,776 4,970 27,746	2,504 2,390 2,970 7,864	日本の人形文化展 (4.26~5.25) 第11回日展 (6.14~7.6) 関西洋画の名作展 (10.18~11.9) 計	442 742 495 1,679	3,980 9,170 3,063 16,213	6,926 12,302 6,528 25,756	850 456	1,412	32,357	4,729	37,086	115,055
56年度 (309日)	10,674 13,210 23,884	959 1,885 2,844	26,525 5,831 32,356	960 20,346 4,315 25,621	近世の衣裳美術展 (4.25~5.17) 鳥取県1000年展 (9.12~9.27・10.4~ 10.11・10.21~10.28) 日本の美術展 (10.25~11.15) 計	537 552 961 2,050	3,566 12,049 4,246 19,861	5,063 32,947 9,522 47,532	800 1,012	1,591	30,606	4,000	34,606	144,625

区 分 年 度	常 設 展			特 別 展			普 及 活 動		研 究 相 談	小 計	許 可 利 用			合 計	
	展 覽 會 名			一 般	計	小・中學生	高 校 生	館 内			館 外	展 示 室	講 堂		計
	個 人	団 体	計												
57 年 度 (297日)	7,142	20,152	27,919	生きている化石展 (4.28~5.23) 藩政時代の写生画と文人画展 (8.7~8.29) 内外美術名作展 (10.1~10.17) 計	10,117	655	583	879	551	26,760	5,850	32,610	106,494		
58 年 度 (298日)	4,641	15,817	20,908	世界の児童画展 (4.29~5.29) 地球のふしぎ展 (7.16~8.21) 辻 台 堂 展 (9.23~10.23) 計	7,120	3,966	218	559	(3,110) 3,656	20,186	5,980	26,166	(3,110) 89,482		
59 年 度 (306日)	5,134	17,227	22,939	は に わ わ 展 (4.28~5.27) 京 の 染 展 (7.7~7.29) 近代日本美術の巨匠展 (10.6~11.4) 計	7,519	231	278	848	(2,115) 2,785	11,636	6,435	18,071	(2,115) 77,955		
60 年 度 (301日)	4,957	21,486	27,085	神々の美術展 (4.27~5.26) 昆虫の世界展 (7.26~8.25) 計	1,412	6,238	146	935	(2,562) 2,820	28,773	5,240	34,013	(2,562) 94,043		
61 年 度 (303日)	5,550	22,631	28,802	山陰の大名展 (4.26~5.25) 日本近代洋画の歩み展 (10.7~11.3) 計	4,035	2,961	465	1,449	(4,170) 4,501	(2,462) 35,379	6,020	41,399	(6,632) 110,126		

区分 年度	常設展			特別展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計
	小・中学生 個人 団体 計	高校生 一般	計	展覧会名	小・中学生 高校生 計	一般	計	館内 館外			展示室	講堂 茶室	計	
62年度 (305日)	個人 4,960 団体 7,335 計 12,295	562 9,091 1,516 32,272	28,703 17,380 46,083	狩野派の名宝展 (4.25~5.24) 恐竜と鳥獣の歴史展 (8.1~8.30) 開港への序曲展 (9.6~9.23) 計	1,568 8,306 2,393 12,267	611 258 142 1,011	8,874 18,377 6,147 33,398	人 (761) 1,766 1,064	(4,959) 21,757	人 8,936	人 (4,959) 30,693	人 (5,720) 114,205		
63年度 (301日)	個人 7,976 団体 5,583 計 13,559	750 841 1,591 38,435	39,070 14,515 53,585	近代版画のあけぼの展 (4.23~5.22) くらしを支える匠の世界展 (10.7~11.6) 計	1,579 3,126 4,705	42 120 162	3,787 6,386 10,173	(6,071) 72,542	(1,952) 33,827	9,178	(1,952) 43,005	(8,023) 115,547		
元年度 (306日)	個人 5,303 団体 8,720 計 14,023	702 807 1,509 37,092	33,974 18,650 52,624	山陰の海展 (7.28~8.27) 現代美術の創造者たち展 (10.10~11.9) 計	2,954 2,142 5,096	155 87 242	7,866 4,957 12,823	(14,834) 82,846	(1,664) 28,743	11,010	(1,664) 39,753	(16,498) 122,599		
2年度 (304日)	個人 5,011 団体 6,002 計 11,013	700 677 1,377 32,540	31,529 13,401 44,930	濱田台児展 (4.28~5.20) 卓球呼の時代をさぐる展 (7.27~8.26) 石橋美術館名品展 (10.5~11.4) 計	615 2,886 2,445 5,946	77 244 129 450	4,318 8,873 8,121 21,312	(7,265) 7,462	(3,100) 36,522	9,224	(3,100) 45,746	(10,365) 122,169		
3年度 (305日)	個人 4,534 団体 6,790 計 11,324	702 1,106 1,808 34,806	32,903 15,035 47,938	マンモスと人類の時代展 (7.26~8.25) 谷本泉とその周辺の画家たち展 (10.5~11.4) 計	7,495 1,306 8,801	356 13 369	18,321 4,597 22,918	(5,888) 6,161	(5,888) 45,397	9,744	(5,888) 55,141	(5,888) 134,800		

年度	常設展				特別		展覧			普及活動		研究相談	小計	許可利用			合計		
	小・中学生	高校生	一般	計	小・中学生	高校生	一般	計	館内	館外	展示室			講義室	計				
4年度 (298日)	個人	4,832	627	27,314	32,773	人													
	団体	5,757	992	6,020	12,769	1,096	90	2,847	4,033	人	(3,550)	人							
	計	10,589	1,619	33,334	45,542	2,192	125	6,729	9,046	1,238	3,698	45,683	8,910	54,593				(3,550)	115,277
5年度 (303日)	個人	4,836	679	26,943	32,458	3,858	283	6,825	10,716										
	団体	6,276	628	5,710	12,614	665	12	2,257	2,934	1,101	5,616	43,970	6,905	50,875				(5,415)	117,388
	計	11,112	1,307	32,653	45,072	4,523	245	8,882	13,650										
6年度 (307日)	個人	3,343	477	20,296	24,116	3,816	241	8,558	12,615										
	団体	7,193	224	4,701	12,118	2,418	43	3,913	6,374	829	2,305	31,633	4,767	36,400				(2,180)	95,619
	計	10,536	701	24,997	36,234	6,234	284	12,471	18,989										
7年度 (305日)	個人	3,010	480	20,626	24,116	4,669	204	6,929	11,802										
	団体	3,607	364	4,582	8,553	74	40	1,546	1,660	931	1,626	28,764	4,425	33,189				(1,466)	83,257
	計	6,617	844	25,208	32,669	4,743	244	8,475	13,462										
8年度 (311日)	個人	3,646	431	20,677	24,754	305	31	3,210	3,546										
	団体	4,532	792	2,541	7,865	54	94	1,967	2,115	(115)	(7,607)								
	計	8,178	1,223	23,218	32,619	359	63	4,043	4,465	1,393	7,774								

区分 年度	常設展			県展	特別展				普及活動		研究 相談	小計	許可利用			合計
	小・中学生 個人	中学生 団体	高校生 計		一般	計	館内	館外	展示室 人	講堂 会議室			計	人		
9年度 (318日)	個人	2,889	480	19,934	23,253	1,686	97	3,052	4,835	人	人	人	人	人	人	人
	団体 計	3,495 6,384	219 649	2,273 22,207	5,987 29,240	47 449 2,182	27 115 239	4,176 5,547 12,775	4,250 6,111 15,196	(205) (8,767) 61,364	837	3,423	52,018	(205) (8,767) 113,382		
10年度 (305日)	個人	4,824	499	19,948	25,271	733	233	3,260	4,226	人	人	人	人	人	人	人
	団体 計	3,663 8,487	1,416 1,915	2,962 22,910	8,041 33,312	164 897	148 381	3,171 6,431	3,483 7,709	(149) (4,717) 54,257	1,021	3,445	39,543	(149) (4,717) 93,800		
11年度 (308日)	個人	2,829	301	17,284	20,364	4,673	132	8,324	13,129	人	人	人	人	人	人	人
	団体 計	3,370 6,199	703 1,004	2,827 20,061	6,900 27,264	25 4,698	12 144	2,157 10,481	2,194 15,323	(278) (14,762) 65,188	1,138	4,110	46,777	(278) (14,762) 111,965		
12年度 (312日)	個人	2,971	313	15,778	19,062	1,351	140	4,690	6,181	人	人	人	人	人	人	人
	団体 計	3,136 6,107	958 1,271	3,540 19,318	7,634 26,696	71 1,422	140 280	2,889 7,579	3,100 9,281	(198) (12,838) 57,945	902	3,471	32,997	(198) (12,838) 90,942		
13年度 (312日)	個人	4,322	704	27,622	32,648	1,642	51	3,342	5,035	人	人	人	人	人	人	人
	団体 計	2,976 7,298	651 1,355	3,411 31,033	7,038 39,686	382 2,024	101 152	3,101 6,443	3,584 8,619	(180) (11,566) 67,631	621	3,321	53,238	(180) (11,566) 120,869		

区分 年度	常設展			県展	特別展			普及活動		研究 相談	小計	許可利用		合計
	幼児	小・中学生	高校生		一般	計	館内	館外	展示室			講堂 会議室		
14年度 (322日)	個人	4,829	908	20,886	26,623	人	伊谷賢蔵生誕百年記念展 (4.23～5.19)	275	261	3,082	3,618	人	人	人
	団体	1,621	850	3,132	5,603	(第46回)	華やぐりの芸術家たち展 (7.20～8.25)	950	256	6,274	7,480	(1,745)	(5,832)	(1,745)
	計	6,450	1,758	24,018	32,226	4,426	異界万華鏡 (9.6～10.6)	2,383	348	8,210	10,891	36,793	3,029	39,822
15年度 (323日)	個人	1,464	473	18,277	23,027	人	鳥取県の名宝 (11.2～12.1)	748	29	6,387	7,164			
	団体	0	179	2,783	5,319	(第47回)	世界どうぶつ物語 (7.20～8.24)	1,023	18	3,323	4,393	(1,745)	(5,832)	(1,745)
	計	1,464	652	21,060	28,346	4,918	よみがえる仏像 (10.21～11.16)	399	30	3,019	3,532	41,211	4,095	45,306
							発掘された日本列島2003 (12.6～1.18)	84	525	17,707	32,012			
							計	8,431	525	17,707	32,012			

(1) 普及活動・館内欄の〔 〕は常設展示・特別展入館者の内数であり、同欄においては外数、館外欄の()は巡回展入場者数で内数

(2) 許可利用・展示室欄の()は共催展入場者数で内数

4 昭和47～平成15年度催物展開催状況

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
S47	鳥取県の民俗年中行事写真展	48. 3. 3～ 3.25	第 2 展 示 室	
48	博物館美術資料館蔵品展	48. 7.31～ 8.19	第 3 展 示 室	
49	日 本 の 野 鳥 展	49. 5.21～ 6. 9	〃	
	大 工 道 具 展	50. 3.15～ 3.30	〃	
50	日 本 の 野 鳥 展	50. 4.26～ 5. 9	〃	
	美 術 収 蔵 品 展	50. 6.17～ 7.13	〃	
	空 から見た郷土写真展	50. 9.13～ 9.24	第 2 展 示 室	
	島 田 元 旦 展	51. 2.24～ 3.21	第 3 展 示 室	
	因 伯 の 古 絵 図 展	51. 3.27～ 4.11	〃	
51	郷土に伝わる仏画展	51. 6.22～ 7.11	〃	
	博物館資料館蔵品展	51. 7.27～ 8.18	〃	
	発掘展 因伯の古代を掘る	51. 8.24～ 9.12	〃	
	失われた漁具展	51.11.14～11.28	〃	
	公募科学写真展	52. 3.13～ 3.27	第 2 展 示 室	
52	日本列島の野鳥展	52. 5.28～ 6.19	第 3 展 示 室	
	冬の民具展	52.11.12～11.27	〃	
53	山陰海岸の生物展	53. 5.27～ 6.18	〃	
	美術資料館蔵品展	53. 6.22～ 7. 9	第1・第3展示室	
	秋のキノコ展	53.11.11～12. 3	第 3 展 示 室	
	民俗行事写真展	54. 3.10～ 3.25	〃	
54	発掘資料展 -秋里遺跡を掘る-	54. 6. 1～ 6.15	〃	
	古文書展と古地図展	54. 6.23～ 7. 8	〃	
	石谷美術コレクション展	55. 1. 8.～ 1.27	第1・第2・ 第3展示室	
	空からみた郷土写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 2 展 示 室	
	アインシュタイン 生誕100年記念写真展	55. 3. 1～ 3.16	第 3 展 示 室	京都ドイツ文化センター共催、 鳥取大学協賛
55	古 文 書 展 ～ 因・伯の木綿～	55. 7.13～ 7.20	〃	
	自然資料展	55. 8. 2～ 8.31	〃	
	旧鳥取駅資料展	56. 3. 7～ 3.22	〃	
56	シカゴ・ランドフォールプレス版画展 ～ 現代アメリカの版画～	56. 6.16～ 6.28	〃	
57	自然資料展	57. 7.17～ 7.31	〃	
	館蔵美術資料展	57.11. 3～11.23	第 1 展 示 室	
	鳥 取 城	58. 3.20～ 4. 3	第 3 展 示 室	
58	前 田 寛 治 ～ 油彩と素描～	58. 4. 9～ 6.26	〃	
	堀 家 資 料 ～ 儒家堀家をめぐる人々～	58.11. 1～11.20	〃	
59	生 駒 標 本 展	59. 8. 7～ 8.30	〃	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
59	空から見た郷土写真展	60. 3. 1～ 3.17	第 2 展示室	
60	近世のやきものとぬりもの展	60. 6.18～ 6.30	第 1 展示室	
	中 島 菜 刀 展	60. 9. 3～ 9.16	第1・第3展示室	
61	自 然 資 料 展	61. 8. 1～ 8.28	第 2 展示室	
62	因 伯 の 古 地 図 展	62. 3.28～ 4.19	第 1 展示室	
	考 古 資 料 展 ～発掘された古代の情報～	62.10.21～11.15	第 3 展示室	
	尾 崎 悌 之 助 遺 作 展	62.10.31～11.11	第1・第2展示室	
63	自 然 標 本 展 ～夏休みに学ぶ自然のいろいろ～	63. 7.27～ 8.21	第 2 展示室	
	君 野 コ レ ク シ ョ ン 展	63. 8. 7～ 8.21	第1・第3展示室	
	第31回日本伝統工芸中国支部展	63. 9.18～ 9.25	第 3 展示室	日本工芸会中国支部ほか共催
	絵 馬 と 信 仰 ～鳥取県の絵馬～	63.11.15～12. 4	〃	
H 1	橋 本 興 家 版 画 展	1. 3.11～ 4.16	第1・第3展示室	
	オ ラ ン ダ 現 代 美 術 展	1. 4.23～ 5. 7	第 2 展示室	オランダ・トットリ現代美術 交流展実行委員会ほか共催
	因 ・ 伯 と 但 馬 の 襖 絵	1. 7. 8～ 7.30	第 3 展示室	
	空から見た郷土のすがた展	1.11.16～12.13	第 2 展示室	
2	第33回日本伝統工芸中国支部展	2. 9.22～ 9.30	第 3 展示室	日本工芸会中国支部ほか共催
	川と池の自然のくらし	2.11.23～12.16	第 2 展示室	
3	山 地 の 自 然 の く ら し	3.12.4～4.1.19	〃	
4	身 近 な 鳥 ・ 珍 し い 鳥	4. 5. 2～ 5.17	第 1 展示室	
	池 田 光 仲 展	4. 7. 1～ 7.12	第 3 展示室	
	第35回日本伝統工芸中国支部展	4. 7. 2～ 7. 8	第 1 展示室	日本工芸会中国支部ほか共催
	海 岸 地 域 の 自 然 と く ら し	4.11.19～12.13	第 3 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 I ～江戸時代の絵画～	5. 2.13～ 3. 7	〃	
5	夭折の画家・前田寛治と 異色の彫刻家・辻晋堂	5. 4.25～ 5.30	第1・第2展示室	
	画 家 伊 谷 賢 蔵 と 尾 崎 悌 之 助	5.12.16～6.1.23	第 1 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 II ～考古資料・工芸資料の美～	6. 2.15～ 3.13	〃	
6	空から見た郷土のすがた	6. 6.14～ 7. 3	第 2 展示室	
	鳥 たち の 世 界	6. 7.22～ 8.21	第 1 展示室	
	山 本 兼 文 遺 作 展 ～描き・彫り・刻み続けた半世紀～	6. 8. 2～ 8.15	第 2 ・ 3 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 展 III ～書と人物～	7. 2.14～ 3.12	第 1 展示室	
7	～信仰の造形～郷土に伝わる仏画展	7. 4.22～ 5.21	第 3 展示室	
	因 伯 の 古 地 図	7. 4.28～ 5.21	第 1 展示室	
	戦 後 50 年 ・ 戦 争 と 美 術	7. 7.20～ 8.20	第 3 展示室	
	安 富 コ レ ク シ ョ ン 総 合 展	8. 2.10～ 3.10	第 1 展示室	

年度	展 覧 会 名	期 間	会 場	摘 要
8	山 陰 海 岸 の カ ニ ～カニと一緒に記念写真～	8. 7.19～ 8.25	第 3 展 示 室	
9	鳥 取 東 照 宮 の 宝 物	9. 3.27～ 4.20	第 1 展 示 室	
	絵 図 と 出 土 品 で み る 鳥 取 城	10. 2.13～ 3.15	〃	
10	岡村吉右衛門コレクション展 -ア ジ ア の 染 織-	10. 4.18～ 5.17	〃	
	ロストワールド 太古の生きもの	10. 7. 2～ 8. 1	〃	
11	空から見た郷土のすがた	11. 4.16～ 5.16	第 2 展 示 室	
	鳥取県民の明治・大正・昭和	11.11.12～12.23	第 1 展 示 室	
	河北省の文物の人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
12	河北省の文物と人々の暮らし	12. 3.10～ 4.16	〃	
	ふしぎ大陸 南極展	12. 4.21～ 5.21	第 2 展 示 室	
13	城下町鳥取の絵図	12. 9. 9～10.26	第 3 展 示 室	
	絵はがきで綴る鳥取	13. 4.27～ 5.27	第 2 展 示 室	
14	ピカソ銅版画展	13.11.16～12. 9	第 2 展 示 室	
	すばる望遠鏡-宇宙を探る新しい眼-	14. 4.20～ 5.19	第 3 展 示 室	
	数学と遊ぼう-形と数のワンダーランド-	14.12.12～15.1.19	第 2 展 示 室	
15	高知県立美術館ベストセレクション シャガール版画展～愛の賛歌～	15. 3.15～ 4.13	第 1・第 2 展 示 室	
	因 伯 の 古 代 寺 院	15. 4.26～ 5.25	第 1 展 示 室	
	現代の表現 鳥取 vol.1 4Rooms - 4 つ の 同 時 代 的 感 性 -	15.12.17～16.1.11	第 2 展 示 室	
	富山県立近代美術館所蔵 ルオー版画展	16. 2.28～ 3.28	第 1・第 2 展 示 室	

※ 平成15年度以降の展覧会は「企画展」へ名称変更

5 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（平成13.12.21 施行）

1 入 館 料

区 分		金 額		
		通 常 展 示		特 別 展 示
個 人	学 生 又 は 一 般 人	1人1回につき	180円	展示に要する経費を 換算して教育委員会 が定める額
団 体 (20人以上のものに限る。)	学 生 又 は 一 般 人	1人1回につき	150円	

2 展示室等使用料

区 分	金 額	
第 1 展 示 室	1 日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 2 展 示 室	1 日につき 21,520円	半日につき 10,810円
第 3 展 示 室	1 日につき 16,800円	半日につき 8,400円
講 堂	1 日につき 8,610円	半日につき 4,300円
会 議 室	1 時間につき 440円	

備 考

- この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年4月1日鳥取県条例第16号）

最終改正 昭和59年10月9日条例第28号

（設 置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定 数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任 期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解 任）

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第22号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例（平成9年3月25日鳥取県条例第3号）

（設 置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、美術品を円滑かつ効率的に取得するため、鳥取県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金の額は、5億円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。
- 3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(鳥取県美術品取得基金条例の廃止)
- 2 鳥取県美術品取得基金条例(昭和54年3月鳥取県条例第2号)

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号)

(最終改正 平成12年1月28日鳥取県教育委員会規則第1号)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶務係・設備係
学 芸 課	自然係・人文係
美術振興課	調査係・美術係

- 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料(美術関係の資料を除く。次号及び第3号において同じ。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。

(3) 博物館資料の調査研究に関すること。

(4) その他博物館の事業に関すること。

美術振興課

(1) 県立美術館の整備に係る調査に関すること。

(2) 美術関係の資料の収集、保管及び展示に関すること。

(3) 美術関係の資料の利用の指導・助言及び普及に関すること。

(4) 美術関係の資料の調査研究に関すること。

(5) その他美術関係の博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職 制)

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第9条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、博物館の利用を許可したときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。
- (5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表（第6条関係）（昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正）

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職
館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・副主幹・主任・現業主幹
- 2 事務職員をもって充てる職
主事・現業主事
- 3 技術職員をもって充てる職
専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「県営社会体育施設等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	入 館 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童又は生徒及びその引率者が教育過程に基づく教育活動として通常展示を観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が、通常展示を観覧するとき。 3 児童又は生徒が休日等に通常展示を観覧するとき。 4 70歳以上の者が通常展示を観覧するとき。 5 要介護者等及びその介護者が通常展示を観覧するとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。
	展示室等使用料	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。 4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。 5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。

(減免の申請手続等)

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(以下附則省略)